# 様式例 13 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

## 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日:令和元年8月20日

評 価 者:健康福祉局指定管理者選定評価委員会

### 1. 業務概要

施設名	川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園		
指定期間	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日		
業務の概要	・常時介護を必要とし、家族等の生活環境により、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の		
	対して介護を行う施設(対象:原則要介護3以上、要介護1・2は特例入居あり)		
指定管理者	名称 :社会福祉法人照陽会		
	代表者:理事長 髙橋 照比古		
	住所 :多摩区栗谷2-16-6 電話:044-955-9181		
所管課 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課(内線:32422)			

## 2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量 及び質のサービスを提供 できたか。	他職種の連携、ご家族、各サービス事業所、医療との連携に力を入れ、利用者のニーズを把握しながら、残存機能を活用したケア、心身機能の維持、向上を目指したサービス提供に積極的に取り組んでいる。 また、継続的に地域交流を行うなど地域と顔が見える関係づくりに取り組んでいる。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	事業計画等に基づく事業目的を達成し、適正に施設運営を行っている。
3	特に安全・安心の面で問題 はなかったか。	安心・安全への取組として、緊急対応マニュアルに基づいた迅速な連絡体制を整備。 利用者の尊厳を守り、身体拘束をしないケアの実践に努めている。
4	更なるサービス向上のため に、どういった課題や改善 策があるか。	職員のスキルアップ・更なるサービス向上のために情報共有や研修を徹底している。利用者のニーズを的確に把握、実践しながらサービス向上に取り組む姿勢が見られ、また、地域との交流にも積極的な姿勢が見られるため、今後も向上に向けて進めていただきたい。
5	非公募更新のための条件 を満たしているか (該当施設のみ)	

### 3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジ メントは行われたか。	四半期毎に施設において実施のセルフモニタリング結果を受け、その都度評価を行い、 適正な施設運営水準の維持、継続に努めている。
2	制度活用による効果はあったか。	<ul> <li>(サービスの向上等)</li> <li>・特別養護老人ホームは、市内に56施設整備(平成31年4月1日現在)しており、施設の運営形態については、民設民営が48施設、公設民営(指定管理施設)が8施設となっている。</li> <li>・民設民営の施設と同様に、指定管理施設についても指定管理料は計上せず、介護保険制度における介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされている。</li> <li>・かながわライフサポート事業の活動等は、川崎市内高齢者施設では唯一の参加法人であり、積極的に参加することで各関係機関との連携強化につなげている。その取り組みからより一層地域に開かれた施設として存在できている。</li> <li>・平成27年4月の制度改正により、入居対象が原則要介護3以上に限定(但し、要介護1・2については特例で入居可能)されたことから、自宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図ってきた。今後も引き続きサービスの質の維持、向上を目指しながら、令和3年度からの指定管理者制度から民設化に向け、円滑な移行を目指し準備を進める必要がある。</li> </ul>
3	当該事業について、業務 範囲・実施方法、経費等で 見直すべき点はないか	職員のレベルアップをすることにより、定着、加算の取得、サービスの質の向上へとつながっている。 特別養護老人ホームについては、介護保険制度による介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされている。今後も引き続き、要介護の中重度の方の「住まい」として機能していくことが求められている。 また、施設及び設備において経年劣化が顕著に現れており、修繕等の対応方法の検討が必要である。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	市内にある指定管理者制度による特別養護老人ホーム8施設の運営形態については、指定管理者制度による運営を今期令和2年度末までとし、令和3年度から民間による運営に移行していく。

## 4. 今後の事業運営方針について

特別養護老人ホームについては、介護保険制度による介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされており、また、平成27年4月の介護保険制度の改正により、要介護3以上の中重度の方の「住まい」としての機能が求められている。また、特別養護老人ホームは、入所施設であり、利用者の要介護状態に応じて、生活面での支援を行う施設であり、利用者と施設職員との信頼関係の維持継続が極めて重要である。

今後も引き続きサービスの質の維持、向上を目指しながら、令和3年度からの指定管理者制度から民設化に向け、円滑な移行を目指し準備を進める必要がある。